

# 指定就労継続支援B型

(日中活動系サービス)

## 重要事項説明書

社会福祉法人

京都聴覚言語障害者福祉協会

障害者支援施設

いこいの村・栗の木寮

# 重要事項説明書

当施設は京都府より指定施設として、指定を受けています。

当施設は契約者に対して障害者総合支援法に基づいた指定障害福祉サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設への入所は、原則として介護給付費支給決定を受けた方が対象となります。

## 目次

- 1 施設経営法人
- 2 ご利用施設
- 3 職員の配置状況
- 4 当施設が提供するサービスと利用料金
- 5 施設利用の留意事項
- 6 利用者の記録や情報の管理、開示について
- 7 相談・苦情の受付について

別紙 1～4 サービス利用料金と利用者負担等について

## 1 施設経営法人

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 法人名   | 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会 |
| 法人所在地 | 城陽市寺田林ノ口11番64        |
| 電話番号  | 077-430-9000         |
| FAX   | 077-455-7708         |
| 代表者氏名 | 高田 英一                |
| 設立年月  | 1978（昭和53）年6月1日      |

## 2 ご利用施設

|                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設・事業の種類                          | 障害者支援施設 就労継続支援B型 2015（平成27）年4月1日指定                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 施設の目的                             | <p>当施設は、身体障害者福祉法及び障害者総合支援法(国の定めた障害者のための法律)に基づいた福祉サービスを提供します。そして、契約者が安心して生活できる環境の提供することを目的として、契約者に必要な共用施設などをご利用いただき、障害者福祉サービスを提供します。</p> <p>当施設（事業）は、障害者総合支援法の規定にある「地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要者として次にあげる者①就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ②就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された者 ③①、②に該当しない者であって、50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者が利用いただけます。</p> |
| 施設の名称                             | 障害者支援施設 いこいの村・栗の木寮                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 施設の所在地                            | 京都府綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 電話番号                              | 0773-46-0102                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| FAX                               | 0773-46-0610                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 施設長（管理者）                          | 内川 大輔                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 当施設の運営方針<br>（基本理念・サービスの質向上のための方針） | <p>①完全参加と平等を施設運営と地域社会に生かします</p> <p>②障害者の社会的自立を目指します</p> <p>③労働を通じて人格の豊かな発達を目指します</p> <p>④いきいきとした暮らしの実現を目指します</p> <p>⑤地域と手をつなぎ明るい社会の発展を目指します</p> <p>⑥京都市聴覚言語障害センターと連携して京都府内の聴覚言語障害者福祉の向上に寄与します</p>                                                                                                                                                               |
| 開設年月                              | 2015（平成27）年4月1日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 利用定員                              | 10人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

### 3 職員の配置状況

当施設ではご契約者に対して指定障害福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況 職員の配置については指定基準を遵守しています。

| 職種        | 基準   | 実数  |
|-----------|------|-----|
| サービス管理責任者 | 1名   | 2名  |
| 生活支援員     | 1名以上 | 30名 |
| 職業指導員     | 必要な数 | 1名  |

(2) 主な職員の勤務体制

| 職種          | 勤務体制    |
|-------------|---------|
| 生活支援員・職業指導員 | 日中 2～3名 |

### 5 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。費用については別紙「利用者負担の仕組みと改善策」に基づき、請求します。

当施設が提供するサービスについて、利用料金が介護給付費（訓練等給付金）で給付される場合（法定代理受領サービス）と、利用料金の金額を契約者に負担していただく場合があります。

(1) 訓練等給付費の給付の対象となるサービス（法定代理受領サービス）

以下のサービスについては、介護給付費から給付されます。

- ① 作業支援
- ② 生活・健康支援
- ③ 社会参加支援
- ④ コミュニケーション支援

[サービスの概要]

#### ①作業支援

当施設では、工賃の計算や作業班の運営など、契約者の自主性と集団を尊重した支援を行います。契約者の心身の状況や適性・希望に応じた作業を提供します。また、作業に関わる自治活動、営業・宣伝活動を支援します。

〈作業内容〉

農業班 農作業等

リサイクル班 リサイクル作業

たから班 パン製造・販売

農業班・リサイクル班・たから班は、作業の収益から必要経費を除いた額を工賃として契約者に対し、毎月分配支給します。

## ②営業日及び営業時間

営業日 月曜日から日曜日までとする。

営業時間 午前8時から午後5時までとする。

## ②生活・健康支援

### 食事

当施設では、行事の食事や食環境を契約者が栄養士、調理員と一緒に考えるなど、契約者の希望を尊重した支援を行います。

栄養士の立てる献立により、栄養並びに契約者の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。

おかゆ、おにぎり、きざみ食、ミキサー食、病気による治療食は身体状況にあわせて提供します。

### 食事時間

昼食：12：00～13：00

### 健康管理 健康を守る力を高める支援

医師や看護師による日常の健康管理、服薬管理や健康相談を受けることができます。

[嘱託医師による診察・治療]

内科・外科 京都協立病院担当医師 各科週1回

精神科 東舞鶴病院担当医師 月1回

なお、契約者が専門医師等の診断・治療を要することになった場合は、下記の医療機関において受診・治療を受けることができます。

[協力医療機関]

京都協立病院

[主な通院先]

綾部市立病院 梅原歯科 星谷耳鼻科 佐野眼科 柳川整形外科 クリニックまほら 医療法人医誠会東舞鶴病院

健康検診も受けていただけます。

契約者の集団的な学習・啓発によって健康が守られるように支援をします。

### 自立への支援

清潔で快適な生活が送れるように適切な整容が行われるよう援助します。

適切な生活リズムに配慮した援助を行います。

契約者が主体的なくらし作りをするために、契約者自治会の活動を支援します。

### ③社会参加支援

#### 交流

当事者団体・支援団体、また、地元地域住民との交流行事への参加を支援します。

ご家族との交流を支援します。

その他、様々な機会を通じて社会参加の広がりを目指した取り組みを支援します。

### ④コミュニケーション支援

情報保障・学習活動を進めます。

手話通訳・要約筆記・触手話通訳などによるコミュニケーション保障を行います。

契約者のニーズに合わせたコミュニケーションの力を高める取り組みを支援します。

作業支援、生活支援、社会参加支援などあらゆる場面で豊かな「共通のことばづくり」に重点を置いた取り組みを進めます。

## 〔サービス利用料金（1日あたり）〕

### 別紙 1

## 〔利用者負担の仕組みと改善策について〕

### 別紙 2

## （2） （1）以外のサービス **別紙 3 及び 4**

下記のサービスについては、訓練等給付費の給付対象とならないため、サービスの提供をご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い頂きます。

なお、上記の所定料金は、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

- ① 特別なサービスの提供とこれに伴う費用
- ② 訓練等給付費から支給されない日常生活上の諸費用
- ③ その他

※介護給付費の給付対象外となる各サービスについては、それぞれ料金を一覧表等により明示する。

### (3) 利用料金・費用のお支払い方法

前記5の(1)(2)の料金、費用は1ヶ月ごとに計算し請求書と明細を付して翌月10日までに契約者に通知しますので、20日までに以下のいずれかの方法で別途指定する金融機関などへお支払ください。(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は利用日数に基づいて計算した金額とします。)

#### ア. 窓口での現金支払

#### イ. 下記指定口座への振り込み

京都銀行 綾部支店 普通預金 453433  
社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会  
いこいの村栗の木寮 理事長 高田 英一

#### ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし

郵便局 記号14460 番号33631001  
障害者支援施設 いこいの村・栗の木寮

## 6 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、契約者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するために、下記の事項をお守りください。

### ① 食事

食事が不要な場合は、2週間前までに申し出てください。

3日前以降に申し出られますと、キャンセル料金として、食事代を全額いただきます。

### ② 喫煙

喫煙は決められた場所で行なってください。

### ③ 身元引受人

契約者の身元引受人については、ご家族または、ご家族にかわる方をお願いしています。ご協力をお願いします。

### ④ 損害賠償

当施設では万が一に備え、契約者全員が損害保険に加入しています。

契約者が故意または重大な過失によって、他の契約者に危害を加えてしまった場合、また、施設の設備、備品を破損した場合などには、施設との協議の上、費用の一部を負担していただく場合があります。あらかじめ、ご了承ください。

## 7 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第3章第9条5参照）

事業者は、関係法令に基づいて、契約者の記録や情報を適切に管理し、原則として利用者又はその身元保証人のみが可能とし、それ以外は別途個別情報開示規定により対応します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

閲覧・複写が出来る窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00

## 8 相談・苦情の受付について

### (1) 当施設における相談・苦情の受付

|                |                          |
|----------------|--------------------------|
| 苦情解決責任者        | 吉田 航（いこいの村栗の木寮 部長）       |
| 第三者委員          | 志藤 修史（当法人 評議員）           |
| 相談・苦情受付窓口（担当者） | 勝山 洋子（いこいの村栗の木寮 生活支援課課長） |
|                | 山内 壮（いこいの村栗の木寮 就労支援課課長）  |

受付時間 毎週月曜日～金曜日

### (2) その他の苦情受付機関

京都府社会福祉サービス運営適正化委員会  
〒604-0874  
京都市中京区竹屋町烏丸東入ル 京都府立社会福祉総合会館（ハートピア京都）5階  
京都府社会福祉協議会内

### (3) 第三者評価の実施状況

直近の実施年月日 令和元 年 10 月 19 日  
実施した評価機関の名称 一般社団法人 京都ボランティア協会  
評価結果においては、京都介護・福祉サービス第三者評価サイトにて結果を公表している。



(令和        ) 年    月    日

指定障害福祉サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

なお、サービスの提供は                      (令和        ) 年    月    日より開始します。

[事業者]

所在地      京都府綾部市十倉名畑町久瀬谷 2 番地

名称          障害者支援施設   いこいの村・栗の木寮

[説明者]

職名   就労支援課   課長

氏名   山内   壮

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け障害福祉サービスの提供開始に同意しました。費用の支払に関しても書面どおりに支払うことを同意いたします。

[契約者]

氏名

印

[身元引受人]

住所

氏名

印